

手話を広める知事の会 宣言文

皆様、こんにちは。

東京都聴覚障害者連盟会長の栗野です。

東京都福祉保健局障害者施策推進部長の中川です。

よろしく申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症に対し、日々、患者の治療に従事されている医療従事者の皆様に、心から敬意を表すとともに、深く感謝を申し上げます。また、残念ながらお亡くなりになった方々に謹んで哀悼の意を表すとともに、感染された方々やそのご家族に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは宣言します。

手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する独自の文法を持つ一つの言語であって、豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であります。

また、障害者の権利に関する条約では、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法でも、手話が言語に含まれることが明記されています。

こうした手話の普及に向け、現在、全国の自治体では「手話言語条例」を次々に制定し、令和4年3月時点で、434自治体まで広がっています。

東京都は、平成 30 年に、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定し、その中で、共生社会実現のための基本的施策の一項目として、言語としての手話の普及を位置づけました。そして、本年 6 月、議員提案により「手話言語条例」が発議され、全会派一致で可決・成立しました。

また、東京は、2025 年デフリンピック大会の開催地にもなりました。

手話に対する理解の促進や手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識のもと、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合ながら、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行う必要があります。

これからも、お互いに連携しながら、手話を必要とする様々な世代の人々が、個々の特性に応じて言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を守ることができる環境づくりを推進していきましょう。